



平成 27 年 8 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社ホープ
代表者名 代表取締役社長 政場 秀
(J A S D A Q ・ コード 1 3 8 2)
問合せ先
役職・氏名 常務取締役 高橋 ゆかり
電話 0 1 6 6 - 8 3 - 3 5 5 5

定款一部変更、監査役及び補欠監査役に関するお知らせ

平成 27 年 8 月 7 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」、「監査役 1 名選任の件」及び「補欠監査役 1 名選任の件」を平成 27 年 9 月 29 日開催予定の当社第 29 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

- ① 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 29 条第 2 項及び第 39 条第 2 項の一部を変更するものです。
なお、現行定款第 29 条第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ② 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規程を新設するものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線部分に変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額を限度とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (選任方法)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額を限度とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (選任方法)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p><u>3. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条(条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額を限度とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条(現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額を限度とする。</p>
--	--

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 9 月 29 日(火)
定款変更の効力発生日 平成 27 年 9 月 29 日(火)

2. 監査役の選任

平成 27 年 1 月 8 日付けで、非常勤監査役木内和博氏が、長期療養が必要な健状態であることから辞任され、監査役に欠員が生じたため、平成 27 年 1 月 23 日に旭川地方裁判所において仮監査役として上田恵一氏が選任され就任いたしております。つきましては、あらためて同氏を監査役として選任すべく、以下のとおり付議することを決議いたしました。なお、上田恵一氏は木内和博氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は、当社定款の定めにより、退任された木内和博氏の任期満了すべきときまでとなります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

氏名	新役職	新任・重任
上田 恵一	監査役(社外監査役)	新任

(注) 監査役候補者と当社との間に、特別な利害関係はありません。

3. 補欠監査役の選任

法令に定める監査役の員数を欠くことに備え、監査役会の同意を得た上で、社外監査役の補欠として、補欠監査役 1 名選任の件を株主総会に付議するものです。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
あまき わかのり 雨木 若慶 (昭和 33 年 9 月 5 日生)	昭和 56 年 3 月 筑波大学第二学群農林学類卒業 昭和 56 年 4 月 名古屋大学大学院農学研究科農学専攻入学 昭和 60 年 3 月 名古屋大学大学院農学研究科農学専攻後期課程退学 昭和 60 年 4 月 東京農業大学農学部農学科有給副手採用 平成 23 年 7 月 東京農業大学農学部農学科教授昇格(現任)	一株

(注) 1. 当社と雨木若慶氏との間に、特別な利害関係はありません。

2. 雨木若慶氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 候補者とした理由

雨木若慶氏は、農学博士として東京農業大学の教授を務められており、農業及び教育分野での多様な経験と専門的知識を活かし、客観的な立場から、監査の妥当性確保などの社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

以 上